

令和8年度沖縄市住宅リフォーム支援事業補助金

募集要領

募集期間

令和8年6月1日（月）～令和8年12月28日（月）

令和8年5月18日

沖縄市建設部

住まい建築課

■ 1. 概要

(1) 目的

本市では、経済対策及び良質な住宅ストックの形成を図る事を目的に市民が自己の居住する住宅を市内の施工業者を利用して修繕、補修、耐震補強等のリフォーム工事及び、災害防止のためのブロック塀等撤去工事（以下「工事」という。）を行う場合に予算の範囲内において費用の一部補助を行います。

(2) 募集概要

1) 補助金額

① 住宅リフォーム工事：

補助対象経費の25%、かつ上限額25万円（千円未満切り捨て）

② ブロック塀等撤去工事：下記A・Bのいずれか少ない額、かつ上限額20万円（千円未満切り捨て）

A	【基礎撤去無し】ブロック塀等の延べ長さ×12,000円
	【基礎撤去有り】ブロック塀等の延べ長さ×19,000円
B	補助対象経費の3分の2

2) 募集予定件数

① 住宅リフォーム工事：120件程度

② ブロック塀等撤去工事：3件程度

3) 募集期間：令和8年6月1日（月）～令和8年12月28日（月）

ただし、先着順で交付申請を受付し、予算額（募集予定件数）に達した時点で受付を終了します。

4) 工事期限：交付決定後に着手し、工事完了後に工事代金を支払い、令和9年1月29日（金）までに工事完了に係る、実績報告書を提出できる工事。

5) 申請書類等の提出先

沖縄市 建設部 住まい建築課 リフォーム担当

住所：〒904-8501 沖縄市仲宗根26番1号 沖縄市役所6階

電話：098-939-1212（内線2686）

■ 2. 補助条件

(1) 補助対象者

補助対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

1) 補助金実績報告書（様式第7号）の提出までに補助対象住宅に居住し、住民基本台帳に記載されている者（ブロック塀等撤去工事を除く。）

2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受けていない者、ただし、支給限度額を超える工事を行う場合は除く。

- 3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による住宅改修費の支給を受けていない者、ただし、支給限度額を超える工事を行う場合は除く。
- 4) 生計維持者及び住宅所有者が、市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）を滞納していない者
- 5) 生計維持者が国民健康保険料等を滞納していない者
- 6) 補助を受けようとする工事について、国、県又は市の他の制度による補助または扶助（当該補助又は扶助の対象外となる工事を除く。）を受けていない者

（2） 補助対象住宅

補助対象住宅は、沖縄市内ある建築後 1 年以上を経過した、次の 1)～3)のいずれか該当する住宅です。

- 1) 補助対象者が所有する住宅
 - 2) 借家住宅（住宅の所有者が、工事を承諾する場合）
 - 3) 共同住宅等（住宅の所有者が、工事を承諾する場合）
- 2 共同住宅の共用部分又は非居住部分（店舗、事務所）は、補助の対象とならない。
 - 3 ブロック塀等撤去工事は、建物に付属するものかどうかを問わず補助の対象とする。

（3） 補助対象工事

① 住宅リフォーム工事：

総工事費 20 万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上の工事（ブロック塀等撤去工事を除く）で、次に掲げる工事とします。 なお、対象工事の詳細及び工事例は、別表 1 をご参照ください。

- 1) バリアフリー改修工事
- 2) 省エネ改修工事
- 3) 空き家改修工事（一戸建て住宅の用に供する建築物のうち、居住する者のいないことが常態であって、その期間が一年以上であるも。）
- 4) 耐久性等を向上させる改修工事
- 5) 子育て支援改修等工事（満 18 歳以下の者と同居している世帯、又は出産前で母子健康手帳の交付を受けた者がいる世帯）
- 6) テレワークの推進改修等工事（自らが居住の用に供する住宅内で人と人との非接触に配慮し、職務に従事すること。）

② ブロック塀等撤去工事：

通学区域内にある道路（認定道路等一般通行の用に供される道路をいう。）に面するブロック塀等（ブロック塀、石積み塀その他組積造の塀をいう。）で道路面からの

高さが1.2mを超えるものを対象とし、当該ブロック塀等の高さ1.2m以下まで全て撤去または一部撤去する工事

2 ①住宅リフォーム工事、②ブロック塀等撤去工事ともに、次の各号のいずれかに該当する施工業者が請負う工事であること。

- 1) 本市に本社がある法人
- 2) 本市に事務所を有し、本市に住民登録している個人

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる工事又は経費については、補助対象になりません。

- 1) 共同住宅の共用部分の工事（ブロック塀等撤去工事を除く。）
- 2) 土地購入費用
- 3) 広告看板等の設置費用
- 4) 工事機械、工具又は備品等（取り外しが容易なもの）の購入経費
- 5) 災害等による保険給付金の対象となる工事
- 6) 国、県又は市の他の制度において、補助対象となる経費
- 7) 補助金の交付決定前に着手した工事
- 8) 補助対象工事を一括して第三者に請負させた工事
- 9) 賃貸及び譲渡を目的とするリフォーム工事、不動産業者、開発事業者等が業として実施する工事
- 10) その他補助対象工事に関係がない工事

■ 4. 手続き

(1) 補助金の交付申請

申請を行いたい方は、令和8年12月28日(月)までに、次の書類を提出してください。なお、書類の返却はいたしません。

※1)～6)、9)～13)は提出が必須のものです。7)～8)及び14)は必要に応じて提出してください。ただし、事前調査申請時に提出した書類については省略することができます。

1) 補助金交付申請書（様式第1号又は様式第1号の2）

※リフォーム工事は様式第1号、ブロック塀等撤去工事は様式第1号の2を提出

2) 留意事項

3) 住民票謄本（※現住所と申請住宅が異なる場合、実績報告の提出までに申請住宅に住民票を移し、住民票謄本を再提出すること）

4) 建物の固定資産評価証明書（※現在の情報と異なる場合は、建物の登記簿謄本を提出）

5) 市税の滞納がない証明書（※補助対象者及び住宅所有者のもの）

- 6) 保険料の滞納がない証明書（補助対象者のみ）
 - ・国民健康保険加入者 → 国民健康保険料の滞納のない証明を提出
 - ・後期高齢医療保険加入者 → 後期高齢医療保険料の滞納のない証明を提出
 - ・社会保険加入者 → マイナポータルの医療保険の資格情報を印刷し提出
 - 7) 建物所有者の工事承諾書（様式第3号）
（※借家または共同住宅等である場合のみ、住宅の所有者の承諾を得ること）
 - 8) 空き家であることの証明書類
（※空き家のリフォームの場合に限り提出する。市が事前に空家等として把握している住宅の場合、「空き家で有ることを証明する誓約書」の提出でも可能）
 - 9) 委任状（申請書類の提出を委任する場合）
 - 10) 工事費用見積書および数量の根拠となる拾い図
（※見積書は、対象工事の内訳を明確に区分すること。）
 - 11) 工事前写真台帳（様式第2号）又はこれに代わる同等の書類
 - 12) 位置図（※工事場所がわかるもの）
 - 13) カタログ（※補助要件を満たす内容が確認できるもの）
 - 14) 施工業者の本社所在地が証明できるもの（※登記簿謄本、開業届、確定申告等）
 - 15) その他市長が必要と認める書類等
- 2) ブロック塀等撤去工事の場合、前項に加え（前項「4」、「7」、「12」）は不要です）下記の書類を提出すること。
- 1) 土地の固定資産評価証明書（※現在の情報と異なる場合は、土地の登記簿謄本を提出）
 - 2) 土地所有者の同意書（※土地所有者以外で、当該ブロック塀等を管理する者が申請する場合）
 - 3) 工事に係る誓約書（※撤去工事後、ブロック塀の復旧又は新設を行う場合）

（2） 交付決定通知

市が交付申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に対し通知します。

（3） 工事着手届

補助対象工事は、必ず交付決定通知を受けた後に工事を着手してください。

また、令和9年1月29日(月)までに工事完了の報告書類を提出する必要があるため、交付決定を受けた後は、速やかに工事に着手してください。

工事を着手した後は、速やかに補助金工事着手届（様式第6号）を提出してください。

(4) 工事内容の変更、工事の中止に係る取下げ

申請者は交付決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式5号の2）及び変更内容が明確にわかる書類を添えて提出し承認を受けてください。

※補助対象金額に変更が生じない等、軽微な変更は除きます。

※補助対象金額の増額による、補助金交付額の増額はできません。

※施行業者に変更があった場合も、変更申請を行ってください。

また、交付決定を受けた後、やむを得ない理由により補助対象工事を取り止めるときには、速やかに補助金交付取下げ届（様式第5号）を提出してください。

いずれの場合も、住まい建築課担当者まで連絡し、必要な手続き等の確認を行ってください。

(5) 実績報告

申請者は補助対象工事が完了の書類として、令和9年1月29日(金)までに、次の書類を提出してください。

- 1) 補助金実績報告書（様式第7号）
- 2) 工事代金領収書の写し（又は支払いを証する書類）
- 3) 契約書又は請書（又は契約書の代わりになる書類の写し）
- 4) 工事中写真台帳（様式第8号）、工事完成写真台帳（様式第8号の2）
- 5) 工事完成証明書（様式第9号）
- 6) 工事完成確認書（様式第10号）（※借家または共同住宅等の場合のみ提出）
- 7) その他市長が必要と認める書類等

(6) 補助金額の確定

実績報告に係る補助対象工事が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうか審査し、適合していると認めるときは、補助金交付確定通知書（様式第11号）により申請者に通知します。

(7) 補助金の請求

申請者は補助金交付確定通知書を受けた日から起算して14日以内又は令和9年2月12日(金)のいずれか早い日までに、補助金交付請求書（様式第12号）を提出してください。補助金は事前に登録した口座へ振り込みます。請求後は30日以内に振り込まれますので、補助金の入金を確認してください。

(8) 留意事項

- 1) 申請等に係る費用は、申請者の負担とする。
- 2) 補助金の申請は、同一住宅及び同一補助対象者については、住宅リフォーム工事及びブロック塀等撤去工事は、各工事につき年度内において1回を限度とし、共有名義の住宅については、共有者の内1人に限り補助するものとする。また、年度間連続での申請はできないものとする。
- 3) 申請者の選考の取消等があった場合には、本市は一切の補償義務を負わないものとする。
- 4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき、補助金を他の用途へ使用したときなどは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 5) 補助金の交付に関する詳細については、「沖縄市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱」も確認すること。

別表第1

補助交付対象工事		想定改修工事例	対象外工事
1. バリアフリー改修工事			
(1) 通路等の拡幅	・車いすを使用する方や、高齢者など誰もがスムーズに移動できるよう幅を広くする工事		
(2) 階段の勾配の緩和	・蹴上げを低くしたり踏面（踏み板）を広くする工事		
(3) 浴室改良	・浴槽の跨ぎ高さを低くするための改修工事		
(4) 便所改良	・和式便所から洋式便所への変更に係る工事（既存便所の撤去工事及びペーパーホルダー等の当該工事影響部改修工事を含む） ・寝室等の居室と便所が著しく離れている住宅内で同線距離を短くするための便所新設工事	・節水トイレへの取替工事 ・同線距離を短くするため便所を別の場所に新設する場合の既存便所の撤去工事	
(5) 手すりの取り付け	・便所、浴室、居室、玄関並びにこれらを結ぶ経路に取り付ける工事		
(6) 段差の解消	・住宅内の動線部分に係る段差解消のための改修工事 ・車いす昇降機の設置工事	・押入れ等、人の動線に係らない部分の段差解消工事	
(7) 出入り口の戸の改良	・便所や玄関等の開き戸から引き戸への改修工事		
(8) 滑りにくい床材への改修工事		・取り外し可能なカーペット等の設置 ・外構のタイル工事	

2. 省エネ改修工事	(1) 窓の断熱又は遮熱工事	<ul style="list-style-type: none"> ・LOW-E ガラス等を利用した窓の取替え工事 ・窓の外部に設置するルーバー等の設置工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫等、非居住空間部分への断熱又は遮熱塗装工事 ・断熱又は遮熱性能が確認できない塗装材での塗替え工事 ・節水トイレへの変更
	(2) 床の断熱又は遮熱工事	<ul style="list-style-type: none"> ・フローリング材の床の断熱工事 ・遮熱材を施工する工事 	
	(3) 屋根、天井の断熱又は遮熱工事	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根表面の遮熱塗装や天井の断熱材敷き込み工事 	
	(4) 壁の断熱又は遮熱工事	<ul style="list-style-type: none"> ・壁表面の遮熱塗装や天井の断熱材敷き込み工事 	
3. 空き家の改修工事	(1) 既存住戸内の間取りを変更する工事		<ul style="list-style-type: none"> ・過度な装飾を含む改修工事
	(2) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修		
	(3) 給排水、電気又はガス設備の改修		
	(4) 屋根、外壁等の外装の改修		
4. 耐久性等を向上させる改修工事	(1) 柱、梁等主要構造部の剥離したコンクリートの除去又は補修	<ul style="list-style-type: none"> ・クラック補修及び部分塗装工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化した躯体等の復元工事（※新築時より耐久性が向上することが認められない工事）
	(2) 柱、梁、壁、筋交い又は基礎の補強	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の柱に補強材料を巻き付ける工事 ・壁・基礎等の増し打ち工事 	
	(3) 庇、天井裏等落下した場合の危険性が高い部位の剥離したコンクリートの除去又は補修	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根瓦の落下防止として下地材を補強する工事 	
	(4) 柱、梁の接合部の剛性を高める金物にする改修	<ul style="list-style-type: none"> ・施工金物による耐震補強工事 	
	(5) 火打ち梁又は構造用合板による床面の補強		

	(6) ブレース又は鋼板壁による壁面の補強		
	(7) 座屈止めの追加工事		
	(8) 不使用となった屋上タンクの除去		
	(9) 居間、寝室等長時間を居住の用に供する部屋の補強	・天井・壁・床の老朽化に対する耐震補強工事	
	(10) 居住空間の屋上部分にかかる防水補強の塗装工事	・防水性能が確認できる塗装剤を用いた居住空間にかかる屋上部分への防水塗装工事 ・非居住空間にかかる屋上部分のうち、居住空間にかかる屋上と一連となる屋上面への防水塗装工事	
5. 子育て支援改修等工事※子育て世帯のみ	(1) 子どもの事故防止に資する改修工事	・壁、柱等の角を丸める改修工事又は同箇所へのベビークッション等緩衝材の取り付け工事 ・対面型キッチンへの改修工事 ・キッチン等危険スペースへのチャイルドフェンスの設置工事	
	(2) 防犯のための改修工事	・カメラ付きインターホンの設置	・外構の防犯カメラの設置工事
	(3) 子育て世帯の家事負担軽減に資する改修工事	・掃除しやすい床材への改修工事 ・ビルトイン食器洗い機等の設置工事	・既存キッチンの撤去工事及びシステムキッチン導入工事（ビルトイン食器洗い機等を除く）
	(4) 子どもの健康へ配慮した改修工事	・シックハウスの心配が少ない内装材への取換え工事	

	(5) 子どもの成長に配慮した改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・移動間仕切り壁の設置工事及び変更後の間取りに対応したコンセント等の配線工事 	
6. テレワークの推進改修工事	(1) 室内空間の一角にテレワークを行うためのデスク等を新たに設置する改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・階段下やクローゼット等にテレワークを行うための机等を設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する机等が取り外し容易なものの設置工事
	(2) 他の室内空間と壁や扉等で仕切られるテレワークスペースを新たに設置する改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・アコーディオンカーテン等で間仕切り壁を設置するテレワークスペースの設置工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・増築（建築基準法）に分類される改修工事 ・ロールスクリーンや布カーテンを間仕切り壁とするテレワークスペースの設置工事
	(3) (1)又は(2)の改修工事等を行う場合において、合わせて非接触型の居住環境整備に資する改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・非接触水洗、照明等への改修工事 ・屋上出入り口付近の手洗い、立水洗の設置工事 ・抗菌仕様の内装材への改修、吹付抗菌処理工事 ・テレワークのための防音工事 ・テレワークのための証明又は通信などに係る電気配線工事 	(1)又は(2)を合わせて行わない工事